

改正案	現行
<p>（登録申請書の添付書類）</p> <p>第二百十四条 法第二百七十七条第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 登録申請者が個人である場合には、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める書類</p> <p>イ 当該登録申請者に法定代理人がない場合 当該登録申請者の住民票の抄本又はこれに代わる書類</p> <p>ロ 当該登録申請者に法定代理人がある場合 当該登録申請者及びその法定代理人の住民票の抄本又はこれに代わる書類（当該法定代理人が法人であるときは、当該登録申請者の住民票の抄本又はこれに代わる書類及び当該法定代理人の定款若しくは登記事項証明書又はこれらに代わる書類）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（登録申請書の添付書類）</p> <p>第二百十四条 法第二百七十七条第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 登録申請者が個人であるときは、当該登録申請者（当該登録申請者に法定代理人があるときは、当該登録申請者及びその法定代理人）の住民票の抄本又はこれに代わる書類</p> <p>2 （略）</p>